

(様式1)

職業実践力育成プログラム(BP)への申請について

令和5年9月27日

①学校名:	聖隷クリストファー大 学 大学院(私立)	②所在地:	静岡県浜松市北区三方原町3453		
③課程名:	看護学研究科看護学専攻博士前期 課程修士論文コース	④正規課程/ 履修証明プログラム:	正規課程	⑤開設年月日:	平成10年4月1 日
⑥責任者:	研究科長 榎原理恵	⑦定員:	看護学研究科博士前期課程10 名(令和4年度修士論文コース修 了者数2名)	⑧期間:	2年間
⑨申請する課程 の目的・概要:	【教育目的】 建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」を基盤とする倫理観を身につけ、広い視野に 立って学識を深め、看護学における高い研究・実践力を持つ高度専門職業人を育成する。 【教育目標】 看護学における高い研究・実践力を持つ高度専門職業人に必要な学識・技能を修得するために、建学の精神 に基づいた倫理観を纏い、看護学分野におけるより良い実践に必要な課題を明確にするとともに、課題解決 に向けて探求する能力を育成する。看護学における質の向上を目指し、学問的に発展するための研究力を育 成する。 【概要】 基礎看護学領域、看護管理学領域、地域看護学領域、在宅看護学領域、老年看護学領域、精神看護学領 域、慢性看護学領域、急性看護学領域、がん看護学領域、ウィメンズヘルス看護学領域、助産学領域、小児 看護学領域の計12領域において、看護支援を必要とする個人、家族、集団に対して、エビデンスに基づく看護 の専門性を高め、より質の高い看護援助のあり方を探究し、臨床実践の充実・発展・変革を促進するための新 しい知識の活用・探求能力ならびに基礎的研究能力を修得する。				
⑩10テーマへの 該当	医療・介護	⑪履修資格:	次のいずれかに該当する者 (1)学校教育法第83条に定める大学を卒業した者または入学時までに 卒業見込みの者 (2)学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者 または入学時までに授与される見込みの者 (3)外国において、学校教育における16年の課程を修了した者または入 学時までに修了見込みの者 (4)外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履 修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した 者または入学時までに修了見込みの者 (5)我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の 学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大 臣が別に指定するものの当該課程を修了した者または入学時までに修 了見込みの者 (6)専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部 科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に 指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者または入学 時までに修了見込みの者 (7)文部科学大臣の指定した者 (8)本大学院が、入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の 学力があると認めた者で、入学時までに22歳に達したもの ※看護学研究科「社会人選抜」に出願することができる者は、次の①お よび②に該当する者 ①上記の出願資格(1)～(8)のいずれかに該当する者 ②入学時点で5 年以上の実務経験を有する者		
⑫対象とする職 業の種類:	・実務に携わる看護師、助産師、保健師、養護教諭等の専門職者 ・保健、医療、福祉、教育分野で管理的、指導的立場を目指す者 ・保健師助産師看護師学校養成所等において教育業務に従事している者				

<p>⑬身に付けることのできる能力:</p>	<p>(身に付けられる知識、技術、技能)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「生命の尊厳と隣人愛」の精神を基盤とする倫理観を身につけ、看護学分野の質の高い実践、教育・研究に反映することができる。 2. エビデンスに基づいた実践や研究を行うために、看護学分野及び関連諸科学における主要な理論・概念を深め、問題解決を図ることができる。 3. 看護学分野及び関連諸科学の幅広い視野をもち、俯瞰的なものの見方と専門的応用力を発揮して、専門性の高い活動を実践することができる。 4. 看護学分野の専攻領域における研究課題に取り組み、独創的な研究テーマを設定して研究計画を立案することができる。 5. 研究計画に沿ってデータ収集を行い、結果のまとめ・データ分析・考察を適切に行い、基礎的研究を実施することができる。 6. 他の専門職者や研究者との連携・協働を通し、人々の健康、福祉、安寧に貢献することができる。 7. 学術的かつ国際的な視野をもち、海外の専門家や学生と交流ができる。 	<p>(得られる能力)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「生命の尊厳と隣人愛」の精神を基盤とする倫理観を反映した研究力、看護実践力 2. 論理的思考力を身につけて諸課題の解決に向けて分析する能力 3. 幅広い視野を持ち、俯瞰的なものの見方をもった課題解決力 4. 研究課題を基にした具体的な研究計画を立案する能力 5. 論文執筆力、研究の発信力 6. 他の専門職や研究者と連携・協働できる、適切なコミュニケーション力 7. 海外の専門家や学生と交流できるコミュニケーション力 8. 人々の健康、福祉、安寧に貢献し、看護学・看護実践を追及する自己学修力と自己評価できる能力 				
<p>⑭教育課程:</p>	<p>【教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)】 教育理念・目的及び卒業認定・学位授与の方針、並びに教育目標を達成するため、次のように科目を配置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建学の精神に基づいた高い倫理観と関連諸学の幅広い知識を修得するための科目を置く(共通科目)。 2. 各専門分野の基盤となる主要な概念と理論及び研究方法等について体系的に修得するための科目を置く(基盤科目)。 3. 各専門分野の最新の研究動向と知見を修得した上で、研究課題に取り組み、質の高い研究論文を完成させるための科目を置く(専門科目)。 <p>【教育課程の構成】 [共通科目] 看護学・社会福祉学およびリハビリテーション科学と関連の深い諸科学について理解を深めるために、「健康増進・医療経済政策特論」「臨床疫学特論－EBM実践入門－」「心理学特論」など他研究科博士前期課程と共通する12の科目を配置している。 [基盤科目] 看護学研究の基礎となる「看護理論」「看護研究方法」の必修2科目を置くとともに、看護研究に関わる知識を拡大し看護の専門性を追求するために必要な「看護倫理」「看護管理論」「看護政策論」「看護コンサルテーション論」「フィジカルアセスメント」「病態生理学」「臨床薬理学」の7科目を配置している。 [専門科目] 12領域における新しい知識の活用・探求能力ならびに基礎的研究能力を修得するために必要な特論、特論演習、特論実習、特別研究の科目を領域ごとに配置している。また、専攻領域以外の特論科目および「看護技術開発」を選択必修科目として配置している。各看護学特論では、講義により基盤となる主要な概念と理論について知識を獲得するとともに、教員・院生とのディスカッション、グループワークにより体系的に知識を修得する。各看護学特論演習では先行研究の文献検討を基盤に、教員・院生とのディスカッション、グループワークにより各看護学領域での課題認識を共有し、院生が最も注視する課題について研究計画を立案する。各看護学特論実習では、各看護学領域での専門的な実践に関わることで課題を持つ人々に対応して効果的な看護ケアを提供する能力を養う。各看護学特別研究では、ゼミナール方式を用い教員と院生のディスカッション、グループワークにより院生が注視する研究課題に着目し、研究論文を完成させる過程を通し看護学における質の向上を目指し、学問的に発展するための研究力を育成する。</p>					
<p>⑮修了要件(修了授業時数等):</p>	<p>本研究科に2年以上在学して、32単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。</p>					
<p>⑯修了時に付与される学位・資格等:</p>	<p>修士(看護学)</p>					
<p>⑰総授業時数:</p>	<p>278 単位</p>	<p>⑱要件該当授業時数:</p>	<p>270単位</p>	<p>該当要件</p>	<p>⑲要件該当授業時数 ／総授業時数:</p>	<p>97 %</p>
<p>⑳成績評価の方法:</p>	<p>各授業科目の単位修得の認定は、試験または研究報告により担当教員が行う。担当教員はシラバスに科目ごとに具体的な評価方法とその割合を提示する。</p>					
<p>㉑自己点検・評価の方法:</p>	<p>学校教育法第109条第1項に基づき「聖隷クリストファー大学自己点検・評価に関する規程」を定め、自己点検・評価運営委員会および大学部長会において自己点検・評価を行い、結果を公表している。各部門(大学院においては研究科委員会)を実施組織とし、点検評価の年間計画(内部質保証年間計画表)に基づき、「評価基準の自己点検評価」「教育研究年間活動評価」「教学マネジメント評価」の様式を用いて1年間のPDCAサイクルで自己点検・評価を行い、改善事項と必要な取り組みを確認し、実施している。また、大学として大学基準協会の認証評価を受審している。</p>					
<p>㉒修了者の状況に係る効果検証の方法:</p>	<p>毎年度修了生を対象に、本研究科の教育課程に対する無記名の授業アンケートを実施し、学生からの評価(満足度を含む)を教育課程の改編と教育研究環境の充実に向けた検討資料として活用する。修了後の進路および職場における役割の変化について、修了時および修了後定期的に修了生アンケートにより調査し、「当専攻での学修の有用性」についても調査する。</p>					

⑳企業等の意見を取り入れる仕組み:	(教育課程の編成) 本学大学院看護学研究科教員や看護研修センター教員を構成員とする本学看護継続教育委員会が主催し、実習施設の看護部を構成員とする「看護基礎教育等に関する懇談会」を年に1~2回定期的に開催し、教育課程の編成について検討し、外部機関の意見を取り入れる。
	(自己点検・評価) 本学大学院看護学研究科教員や看護研修センター教員を構成員とする本学看護継続教育委員会が主催し、実習施設の看護部を構成員とする「看護基礎教育等に関する懇談会」を年に1~2回定期的に開催し、自己点検・評価結果について共有し、外部機関の意見を取り入れる。
㉑社会人が受講しやすい工夫:	夜間および土曜開講、長期在学コース(3年)
㉒ホームページ:	https://www.seirei.ac.jp/graduate/about/nursing/first-term/

事務担当者名:	中村 憲司	担当部署:	総務部
事務担当者連絡先:	(電話番号) 053-439-1400 (担当係E-mail) somu-office@seirei.ac.jp (担当者E-mail) kenji-n@seirei.ac.jp		

* パンフレット等の申請する課程の概要が掲載された資料を添付してください。

* 様式に記載いただいた内容と欄外の「※集計用データ(文部科学省使用)」に記載の内容が、一致しているかを必ずご確認ください。

(様式1)

職業実践力育成プログラム(BP)への申請について

令和5年9月27日

①学校名:	聖隷クリストファー大 学 大学院(私立)	②所在地:	静岡県浜松市北区三方原町3453		
③課程名:	看護学研究科看護学専攻博士前期 課程高度実践看護コース専門看護 師プログラムがん看護学領域	④正規課程/ 履修証明プログラム:	正規課程	⑤開設年月日:	平成19年4月1 日
⑥責任者:	研究科長 榎原理恵	⑦定員:	看護学研究科博士前期課程10 名(令和4年度高度実践看護コース がん看護学領域修了者数0名)	⑧期間:	2年間
⑨申請する課程 の目的・概要:	<p>【教育目的】 建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」を基盤とする倫理観を身につけ、広い視野に 立って学識を深め、看護学における高い研究・実践力を持つ高度専門職業人を育成する。</p> <p>【教育目標】 看護学における高い研究・実践力を持つ高度専門職業人に必要な学識・技能を修得するために、建学の精神 に基づいた倫理観を纏い、看護学分野におけるより良い実践に必要な課題を明確にするとともに、課題解決 に向けて探求する能力を育成する。看護学における質の向上を目指し、学問的に発展するための研究力を育 成する。高度実践看護学教育課程では、各専門分野における高度実践看護専門職として、科学的根拠に基 づいた知識と技能を有し、高い分析力・判断力を身につけ、卓越した実践能力を育成する。</p> <p>【概要】 日本看護系大学協議会の認定を受けた高度実践看護師教育課程(38単位教育課程、がん看護)において、ケ アとキュアの融合による高度な知識・技術を駆使し、対象の治療・療養過程全般を管理・実践できる、より水準 の高いがん看護専門看護師を育成する。</p>				
⑩10テーマへの 該当	医療・介護	⑪履修資格:	次のいずれかに該当する者 (1)学校教育法第83条に定める大学を卒業した者または入学時までに 卒業見込みの者 (2)学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者 または入学時までに授与される見込みの者 (3)外国において、学校教育における16年の課程を修了した者または入 学時までに修了見込みの者 (4)外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履 修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した 者または入学時までに修了見込みの者 (5)我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の 学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大 臣が別に指定するものの当該課程を修了した者または入学時までに修 了見込みの者 (6)専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部 科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に 指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者または入 学時までに修了見込みの者 (7)文部科学大臣の指定した者 (8)本大学院が、入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の 学力があると認めた者で、入学時までに22歳に達したもの ※看護学研究科「社会人選抜」に出願することができる者は、次の①お よび②に該当する者 ①上記の出願資格(1)～(8)のいずれかに該当する者 ②入学時点で5 年以上の実務経験を有する者		
⑫対象とする職 業の種類:	看護師				

<p>⑬身に付けることのできる能力:</p>	<p>(身に付けられる知識、技術、技能)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「生命の尊厳と隣人愛」の精神を基盤とする倫理観を身につけ、看護学分野の質の高い実践、教育・研究に反映することができる。 2. エビデンスに基づいた実践や研究を行うために、看護学分野及び関連諸科学における主要な理論・概念を深め、問題解決を図ることができる。 3. 看護学分野及び関連諸科学の幅広い視野をもち、俯瞰的なものの見方と専門的応用力を発揮して、専門性の高い活動を実践することができる。 4. 看護学分野の専攻領域における研究課題に取り組み、独創的な研究テーマを設定して研究計画を立案することができる。 5. 研究計画に沿ってデータ収集を行い、結果のまとめ・データ分析・考察を適切に行い、基礎的研究を実施することができる。 6. 他の専門職者や研究者との連携・協働を通し、人々の健康、福祉、安寧に貢献することができる。 7. 学術的かつ国際的な視野をもち、海外の専門家や学生と交流ができる。 8. がん看護に関連した高度な病態・診断・治療に関わる専門知識 	<p>(得られる能力)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「生命の尊厳と隣人愛」の精神を基盤とする倫理観を反映した研究力、看護実践力 2. 論理的思考力を身につけて諸課題の解決に向けて分析する能力 3. 幅広い視野を持ち、俯瞰的なものの見方をもった課題解決力 4. 研究課題を基にした具体的な研究計画を立案する能力 5. 論文執筆力、研究の発信力 6. 他の専門職や研究者と連携・協働できる、適切なコミュニケーション力 7. 海外の専門家や学生と交流できるコミュニケーション力 8. 人々の健康、福祉、安寧に貢献し、看護学・看護実践を迫る自己学修力と自己評価できる能力 9. 質の高いがん看護ケアを提供するためのより高度な専門的かつ倫理的な看護実践能力 				
<p>⑭教育課程:</p>	<p>【教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)】 教育理念・目的及び卒業認定・学位授与の方針、並びに教育目標を達成するため、次のように科目を配置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建学の精神に基づいた高い倫理観と関連諸学の幅広い知識を修得するための科目を置く(共通科目)。 2. 各専門分野の基盤となる主要な概念と理論及び研究方法等について体系的に修得するための科目を置く(基盤科目)。 3. 各専門分野の最新の研究動向と知見を修得した上で、研究課題に取り組み、質の高い研究論文を完成させるための科目を置く(専門科目)。 4. 高度看護実践に必要な高い専門知識と高度看護実践能力を修得するための資格認定に必要な科目を置く(基盤科目、専門科目)。 <p>【教育課程の構成】 [共通科目] 看護学・社会福祉学およびリハビリテーション科学と関連の深い諸科学について理解を深めるために、「健康増進・医療経済政策特論」「臨床疫学特論－EBM実践入門－」「心理学特論」など他研究科博士前期課程と共通する12の科目を配置している。 [基盤科目] 看護学研究の基礎となる「看護理論」「看護研究方法」の必修2科目を置くとともに、看護研究に関わる知識を拡大し看護の専門性を追求するために必要な科目として「フィジカルアセスメント」「病態生理学」「臨床薬理学」の必修3科目の他、選択4科目を配置している。 [専門科目] がん看護専門看護師認定審査の指定科目として認定された特論、演習、高度実践実習の10科目および課題研究の科目を配置している。がん看護に関連した高度な病態・診断・治療に関わる講義、演習及び実習を通して質の高いがん看護ケアを提供するためのより高度な専門的かつ倫理的な看護実践能力を修得する。がん看護特論、がん看護援助特論、緩和ケア特論、緩和ケア援助特論では専門的な知識を講義で修得し、院生間のグループワークを活用し、がん看護病態特論では高度で専門的な病態・診断・治療に関わる講義により知識を修得する。がん看護学演習Ⅰ、がん看護学演習Ⅱではグループ討議を行うことにより専門的かつ実践的な看護実践者となるための知識、技術を修得する。がん看護学高度実践実習Ⅰ、がん看護学高度実践実習Ⅱ、がん看護学高度実践実習Ⅲでは質の高いがん看護ケアを提供するためのより高度な専門的かつ倫理的で卓越した看護実践能力を修得する。がん看護学課題研究では、文献検討を踏まえ、現状の課題を明確にし高度実践看護師として必要な高い分析力・判断力を身につけるとともに看護実践の質向上に資する能力を修得させる。</p>					
<p>⑮修了要件(修了授業時数等):</p>	<p>本研究科に2年以上在学して、38単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、課題研究論文の審査及び最終試験に合格すること。</p>					
<p>⑯修了時に付与される学位・資格等:</p>	<p>修士(看護学)、専門看護師認定審査受験資格(がん看護、日本看護協会)</p>					
<p>⑰総授業時数:</p>	<p>68 単位</p>	<p>⑱要件該当授業時数:</p>	<p>60単位</p>	<p>該当要件</p>	<p>⑲要件該当授業時数 / 総授業時数:</p>	<p>88 %</p>
<p>⑳成績評価の方法:</p>	<p>各授業科目の単位修得の認定は、試験または研究報告により担当教員が行う。担当教員はシラバスに科目ごとに具体的な評価方法とその割合を提示する。</p>					
<p>㉑自己点検・評価の方法:</p>	<p>学校教育法第109条第1項に基づき「聖隷クリストファー大学自己点検・評価に関する規程」を定め、自己点検・評価運営委員会および大学部長会において自己点検・評価を行い、結果を公表している。各部門(大学院においては研究科委員会)を実施組織とし、点検評価の年間計画(内部質保証年間計画表)に基づき、「評価基準の自己点検評価」「教育研究年間活動評価」「教学マネジメント評価」の様式を用いて1年間のPDCAサイクルで自己点検・評価を行い、改善事項と必要な取り組みを確認し、実施している。また、大学として大学基準協会の認証評価を受審している。</p>					

⑫修了者の状況に係る効果検証の方法:	毎年度修了生を対象に、本研究科の教育課程に対する無記名の授業アンケートを実施し、学生からの評価(満足度を含む)を教育課程の改編と教育研究環境の充実に向けた検討資料として活用する。修了後の進路および職場における役割の変化について、修了時および修了後定期的に修了生アンケートにより調査し、「当専攻での学修の有用性」についても調査する。
⑬企業等の意見を取り入れる仕組み:	(教育課程の編成) 本学大学院看護学研究科教員や看護研修センター教員を構成員とする本学看護継続教育委員会が主催し、実習施設の看護部を構成員とする「看護基礎教育等に関する懇談会」を年に1~2回定期的に開催し、教育課程の編成について検討し、外部機関の意見を取り入れる。
	(自己点検・評価) 本学大学院看護学研究科教員や看護研修センター教員を構成員とする本学看護継続教育委員会が主催し、実習施設の看護部を構成員とする「看護基礎教育等に関する懇談会」を年に1~2回定期的に開催し、自己点検・評価結果について共有し、外部機関の意見を取り入れる。
⑭社会人が受講しやすい工夫:	夜間および土曜開講、長期在学コース(3年)
⑮ホームページ:	https://www.seirei.ac.jp/graduate/about/nursing/first-term/

事務担当者名:	中村 憲司	担当部署:	総務部
事務担当者連絡先:	(電話番号) 053-439-1400 (担当係E-mail) somu-office@seirei.ac.jp (担当者E-mail) kenji-n@seirei.ac.jp		

* パンフレット等の申請する課程の概要が掲載された資料を添付してください。

* 様式に記載いただいた内容と欄外の「※集計用データ(文部科学省使用)」に記載の内容が、一致しているかを必ずご確認ください。

(様式1)

職業実践力育成プログラム(BP)への申請について

令和5年9月27日

①学校名:	聖隷クリストファー大 学 大学院(私立)	②所在地:	静岡県浜松市北区三方原町3453		
③課程名:	看護学研究科看護学専攻博士前期 課程高度実践看護コースプライマリ ケアNPプログラム	④正規課程/ 履修証明プログラム:	正規課程	⑤開設年月日:	令和6年4月1 日
⑥責任者:	研究科長 榎原理恵	⑦定員:	看護学研究科博士前期課程10 名(令和6年度新規開設のためプ ライマリケアNPプログラム修了者0名)	⑧期間:	2年間
⑨申請する課程 の目的・概要:	<p>【教育目的】 建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」を基盤とする倫理観を身につけ、広い視野に 立って学識を深め、看護学における高い研究・実践力を持つ高度専門職業人を育成する。</p> <p>【教育目標】 看護学における高い研究・実践力を持つ高度専門職業人に必要な学識・技能を修得するために、建学の精神 に基づいた倫理観を纏い、看護学分野におけるより良い実践に必要な課題を明確にするとともに、課題解決 に向けて探求する能力を育成する。看護学における質の向上を目指し、学問的に発展するための研究力を育 成する。高度実践看護学教育課程では、各専門分野における高度実践看護専門職として、科学的根拠に基 づいた知識と技能を有し、高い分析力・判断力を身につけ、卓越した実践能力を育成する。</p> <p>【概要】 日本NP教育大学院協議会の認定を受けたNP(診療看護師)教育課程において、厚生労働省の承認を受けた 8区分17行為の特定行為研修を修了し、プライマリケアの分野で医療行為を安全に実施する能力を身につけ たNPを育成する。</p>				
⑩10テーマへの 該当	医療・介護	⑪履修資格:	次のいずれかに該当する者 (1)学校教育法第83条に定める大学を卒業した者または入学時までに 卒業見込みの者 (2)学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者 または入学時までに授与される見込みの者 (3)外国において、学校教育における16年の課程を修了した者または入 学時までに修了見込みの者 (4)外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履 修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した 者または入学時までに修了見込みの者 (5)我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の 学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大 臣が別に指定するものの当該課程を修了した者または入学時までに修 了見込みの者 (6)専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部 科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に 指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者または入 学時までに修了見込みの者 (7)文部科学大臣の指定した者 (8)本大学院が、入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の 学力があると認めた者で、入学時までに22歳に達したもの ※看護学研究科「社会人選抜」に出願することができる者は、次の①お よび②に該当する者 ①上記の出願資格(1)～(8)のいずれかに該当する者 ②入学時点で5 年以上の実務経験を有する者		
⑫対象とする職 業の種類:	5年以上の実務経験がある看護師				

<p>⑬身に付けることのできる能力:</p>	<p>(身に付けられる知識、技術、技能)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「生命の尊厳と隣人愛」の精神を基盤とする倫理観を身に付け、看護学分野の質の高い実践、教育・研究に反映することができる。 2. エビデンスに基づいた実践や研究を行うために、看護学分野及び関連諸科学における主要な理論・概念を深め、問題解決を図ることができる。 3. 看護学分野及び関連諸科学の幅広い視野をもち、俯瞰的なものの見方と専門的応用力を発揮して、専門性の高い活動を実践することができる。 4. 看護学分野の専攻領域における研究課題に取り組み、独創的な研究テーマを設定して研究計画を立案することができる。 5. 研究計画に沿ってデータ収集を行い、結果のまとめ・データ分析・考察を適切に行い、基礎的研究を実施することができる。 6. 他の専門職者や研究者との連携・協働を通じ、人々の健康、福祉、安寧に貢献することができる。 7. 学術的かつ国際的な視野をもち、海外の専門家や学生と交流ができる。 8. 臨床判断、治療の管理、治療効果の判断に必要な高い専門知識 9. 特定行為(8区分17行為)の技術 	<p>(得られる能力)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「生命の尊厳と隣人愛」の精神を基盤とする倫理観を反映した研究力、看護実践力 2. 論理的思考力を身につけて諸課題の解決に向けて分析する能力 3. 幅広い視野を持ち、俯瞰的なものの見方をもった課題解決力 4. 研究課題を基にした具体的な研究計画を立案する能力 5. 論文執筆力、研究の発信力 6. 他の専門職や研究者と連携・協働できる、適切なコミュニケーション力 7. 海外の専門家や学生と交流できるコミュニケーション力 8. 人々の健康、福祉、安寧に貢献し、看護学・看護実践を追及する自己学修力と自己評価できる能力 9. プライマリケアに関連した臨床判断、治療の管理、治療効果の判断を自律的に実践する能力 10. 医師並びに多職種と連携・協働する能力 11. 対象者の意思決定を尊重しながら医療・看護を実践する能力 12. 実践課題を解決するための研究能力 				
<p>⑭教育課程:</p>	<p>【教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)】 教育理念・目的及び卒業認定・学位授与の方針、並びに教育目標を達成するため、次のように科目を配置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建学の精神に基づいた高い倫理観と関連諸学の幅広い知識を修得するための科目を置く(共通科目)。 2. 各専門分野の基盤となる主要な概念と理論及び研究方法等について体系的に修得するための科目を置く(基盤科目)。 3. 各専門分野の最新の研究動向と知見を修得した上で、研究課題に取り組み、質の高い研究論文を完成させるための科目を置く(専門科目)。 4. 高度看護実践に必要な臨床判断、治療の管理、治療効果の判断を自律的に実践するための能力を修得し、包括的健康アセスメント能力をもち、エビデンスに基づいた知識と技術の健康教育を効果的に実践するための資格認定に必要な科目を置く(基盤科目、専門科目)。 <p>【教育課程の構成】 [共通科目] 看護学・社会福祉学およびリハビリテーション科学と関連の深い諸科学について理解を深めるために、「健康増進・医療経済政策特論」「心理学特論」など他研究科博士前期課程と共通する12の科目を配置している。 [基盤科目] 看護学研究の基礎となる「看護理論」「看護研究方法」の必修2科目を置くとともに、看護研究に関わる知識を拡大し看護の専門性を追求するために必要な「看護倫理」「看護政策論」「看護コンサルテーション」の必修3科目の他選択1科目を配置し、さらにプライマリケアの分野で医療行為を安全に実施する能力を身につけるために必要な「臨床病態生理学・疾病概論」など必修8科目を配置している。 [専門科目] NP資格認定試験の指定科目として認定された特論、特論演習、実習、課題研究の12科目を配置している。プライマリケア看護学特論Ⅰ・Ⅱでは、プライマリケアNPに必要な能力、役割、責任に関する知識を講義、ディスカッションにより習得する。プライマリケア看護学特論演習Ⅰ～Ⅵでは、特定行為に伴う知識、技術の習得を含めプライマリケア場面において遭遇する主な症候について、症状アセスメントや鑑別診断に必要な臨床推論のプロセスや技術を講義や演習により修得する。プライマリケア看護学実習Ⅰ～Ⅲでは、段階的に技術の習得を目指し、多様な臨床場面において、対象を医学的知識にもとづき生命と生活の両面から包括的にアセスメントするための基礎的能力と、特定行為を含めた医療実践を安全に行うための基礎的な実践能力を高めプライマリケアNPとしての倫理観を養い、自らの看護実践を見直し標準化する能力を修得する。プライマリケア看護学課題研究では、看護実践の中からプライマリケア領域で関心のある課題を取り上げ、教員とのゼミナル、グループワークを通じ高い分析力・判断力を身につけるとともに看護実践の質向上に資する能力を修得する。</p>					
<p>⑮修了要件(修了授業時数等):</p>	<p>本研究科に2年以上在学して、55単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、課題研究論文の審査及び最終試験に合格すること。</p>					
<p>⑯修了時に付与される学位・資格等:</p>	<p>修士(看護学)、NP資格認定試験受験資格(日本NP教育大学院協議会)</p>					
<p>⑰総授業時数:</p>	<p>79 単位</p>	<p>⑱要件該当授業時数:</p>	<p>71単位</p>	<p>該当要件</p>	<p>⑲要件該当授業時数 / 総授業時数:</p>	<p>90 %</p>
<p>⑳成績評価の方法:</p>	<p>各授業科目の単位修得の認定は、試験または研究報告により担当教員が行う。担当教員はシラバスに科目ごとに具体的な評価方法とその割合を提示する。</p>					

②自己点検・評価の方法:	学校教育法第109条第1項に基づき「聖隷クリストファー大学自己点検・評価に関する規程」を定め、自己点検・評価運営委員会および大学部長会において自己点検・評価を行い、結果を公表している。各部門(大学院においては研究科委員会)を実施組織とし、点検評価の年間計画(内部質保証年間計画表)に基づき、「評価基準の自己点検評価」「教育研究年間活動評価」「教学マネジメント評価」の様式を用いて1年間のPDCAサイクルで自己点検・評価を行い、改善事項と必要な取り組みを確認し、実施している。また、大学として大学基準協会の認証評価を受審している。
②修了者の状況に係る効果検証の方法:	毎年度修了生を対象に、本研究科の教育課程に対する無記名の授業アンケートを実施し、学生からの評価(満足度を含む)を教育課程の改編と教育研究環境の充実に向けた検討資料として活用する。修了後の進路および職場における役割の変化について、修了時および修了後定期的に修了生アンケートにより調査し、「当専攻での学修の有用性」についても調査する。
③企業等の意見を取り入れる仕組み:	(教育課程の編成) 本学大学院看護学研究科教員や看護研修センター教員を構成員とする本学看護継続教育委員会が主催し、実習施設の看護部を構成員とする「看護基礎教育等に関する懇談会」を年に1~2回定期的に開催し、教育課程の編成について検討し、外部機関の意見を取り入れる。
	(自己点検・評価) 本学大学院看護学研究科教員や看護研修センター教員を構成員とする本学看護継続教育委員会が主催し、実習施設の看護部を構成員とする「看護基礎教育等に関する懇談会」を年に1~2回定期的に開催し、自己点検・評価結果について共有し、外部機関の意見を取り入れる。
④社会人が受講しやすい工夫:	夜間および土曜開講、長期在学コース(3年)
⑤ホームページ:	https://www.seirei.ac.jp/graduate/about/nursing/first-term/

事務担当者名:	中村 憲司	担当部署:	総務部
事務担当者連絡先:	(電話番号) 053-439-1400 (担当係E-mail) somu-office@seirei.ac.jp (担当者E-mail) kenji-n@seirei.ac.jp		

* パンフレット等の申請する課程の概要が掲載された資料を添付してください。

* 様式に記載いただいた内容と欄外の「※集計用データ(文部科学省使用)」に記載の内容が、一致しているかを必ずご確認ください。